

提供日 2023/2/10
タイトル 富士川水系の河川水等に係る調査結果
担当 暮らし・環境部環境局生活環境課
連絡先 大気水質班
054-221-2253



富士川水系の河川水等に係る調査結果（12月実施分）

山梨県と静岡県が協働し、国土交通省も連携協力して富士川水系の河川水等に係る第7回目の調査を令和4年12月8日（木）に実施しました。その調査結果をお知らせします。

1 結果概要

(1) アクリルアミド

- ・水質：県内の富士川本川3地点、支川1地点の河川水からアクリルアミドが検出され、うち1地点では「飲料水水質ガイドライン値(WHO)」、「水道水の要検討項目の目標値(厚生労働省)」である500ng/Lを上回っていました。
- ・底質：全ての地点で定量下限値未満でした。

(2) 浮遊物質量(SS)

全ての地点で富士川的环境基準値を下回っていました。

2 結果一覧：別添1参照

3 調査地点：別添2参照

4 指標等：別添3参照

5 今後の調査計画

- ・引き続きアクリルアミドの調査を実施し、状況を注視していきます。
- ・アクリルアミド等を取り扱う県内の流域事業者に対して、聞き取り調査を実施します。

6 参考

(1) 河川水の水道利用

県内富士川本川の表流水を水道水源として利用している自治体はありません。

(2) 有識者の見解

飲料水水質ガイドライン値、水道水の要検討項目の目標値である500ng/Lを上回ったことについて有識者（国立環境研究所 フェロー 鈴木規之氏）に見解を求めたところ、「ガイドライン値、目標値は、長期間にわたり毎日継続して一定量を摂取した場合の健康への影響を考慮して定められたものであり、今回程度の濃度の超過が直ちに健康影響に結び付く可能性は低い。今後も継続して調査を行っていく必要がある。」との回答をいただいています。